

議 事 録 抄 本

令 和 3 年 8 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和3年8月農業委員会議事録抄本

日時：8月24日(火) 15:00～15:35

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・15名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	
6番 三木 勝博		8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・松岡繁克委員、城谷憲敬委員、上延英一委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	6番 三木 勝博
----------	----------

【署名人】

6番 三木 勝博	8番 牛尾 敏博
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 8 月定例会を開催します。

本日は松岡副会長、城谷委員、上延委員が欠席されています。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

6番 三木 勝博	8番 牛尾 敏博
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第 23 号から議案 28 号に至る 6 議案、報告事項 2 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

- | | | | |
|----------|---|---------|-----|
| 議案第 23 号 | 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について | (委員会証明) | 4 件 |
| 議案第 24 号 | 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について | (委員会許可) | 2 件 |
| 議案第 25 号 | 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について | (知事許可) | 1 件 |
| 議案第 26 号 | 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について | (知事許可) | 1 件 |
| 議案第 27 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の所有権移転届出について | (委員会受理) | 1 件 |
| 議案第 28 号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について | (委員会証明) | 1 件 |
| 報告第 1 号 | 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について | | 5 件 |
| 報告第 2 号 | 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について | | 2 件 |

(事務局担当) 令和3年8月議案説明

議案第23号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明)

9・10番：資料9ページ・11ページをご覧ください。願出地は西治の^{かんのんじ}観音寺の南西約100mに位置しています。10ページ・12ページの地籍図により隣接していることがわかります。32ページの現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、竹林となっていることが確認できます。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時から山林となっていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

11番：資料13ページをご覧ください。願出地は田口の金剛城寺の南東に位置しています。14ページの地籍図、32ページの現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、駐車場として使用されていることが確認できます。

この願出地については、昭和60年12月の航空写真にてその当時から農地でないことを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

12番：資料15ページをご覧ください。願出地は田口集落センターの西に位置しています。16ページの地籍図、32ページの現況写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、駐車場として使用されていることが確認できます。

この願出地については、昭和60年12月の航空写真にてその当時から駐車場として使用されていること確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

12番：資料17ページをご覧ください。申請地は中島公民館から南東へ約50mのところにあります。18ページの地籍図、32ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは、農地を手放したいと考えており、〇〇さんが長年耕作されていたため双方の話し合いにより売買で話がまとまりました。

受け人の〇〇さんは町内で5反、水稻、野菜の作付を行っております。今回の申請地は、自宅の目の前の農地であり、取得後も引き続き野菜の作付をしていくとのことでした。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式も所有しており、中島区の人・農地プランの中心経営体でもあります。取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

13番：資料19ページをご覧ください。申請地は、井ノ口のセブンイレブンから北東へ

約 150m のところにあります。資料 20 ページの地籍図、33 ページの写真も合わせてご覧ください。

この申請は、先月の委員会で別段面積設定及び区域指定申請の承認をした農地であり、売買による所有権移転です。取得後は、営農計画書の計画どおり自家用野菜の栽培を行い、確約書のとおり 5 年間以上耕作し、農地の耕作状況を毎年報告してもらうこととしております。取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

4 番：資料 21 ページをご覧ください。申請地は姫路北病院の北に位置しています。22 ページの地籍図、23 ページの計画図、33 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、売買による所有権の移転です。受け人の〇〇が太陽光発電装置を設置するための土地を探していたところ、渡し人の〇〇さん・〇〇さんと話がまとまりました。

申請の面積は 1,708 m²ですが、実際に使用する範囲は 1,000 m²以下で、周囲はフェンスで囲う計画となっています。資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

(知事許可)

3 番：資料 24 ページをご覧ください。申請地は西大貫公民館から西へ約 50m のところに位置しています。25 ページの地籍図、26 ページの計画配置図、33 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、使用貸借権の設定です。借受人の〇〇さんが駐車場用地を探していたところ、家の前の土地である貸出人の〇〇さんと話がまとまりました。計画図の進入路は、幅約 2.0m であり、2315 番田への進入路です。

面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第 5 条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の所有権移転届出について

(委員会受理)

9 番：資料 27 ページをご覧ください。届出地は、兵庫県道路公社の事務所より北 130m のところにあります。資料 28 ページの地籍図、29 ページの計画図、33 ページの現況写真を合わせてご覧ください。

届出は、近隣に会社がある〇〇が従業員の駐車場として転用するものです。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 5 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

1 番 : 資料 30 ページをご覧ください。願出地は、もちむぎのやかたより東へ 200m のところにあります。資料 31 ページの地籍図、34・3 ページの現況写真を合わせてご覧ください。

農地の相続税の納税猶予に関する適格者証明については、相続により農地を取得し、その農地にかかる相続税の納税の猶予を受けるためのものです。相続の開始を知った日の翌日から 10 か月以内に税務署へ申告が必要であり、そのための適格者証明を交付するものとなります。市街化区域は 20 年間農業を継続した場合、もしくは相続人が死亡した場合、その相続税は免除されます。

内容については、被相続人が令和 3 年 1 月 16 日死亡により相続開始となり、被相続人の所有面積は 7,494 m²で、長男が相続した農地のうち 9 筆 6,443 m²について、今回納税猶予を受けようとするものです。なお、〇〇、〇〇の 2 筆については共有名義の土地のため、「〇〇のうち〇〇」という表記をしています。

農業経営状況について、被相続人は亡くなられるまで農業を営んでおられ、相続人についても営農を継続されます。また、相続税の納税猶予を受けようとする農地について、8 月 6 日に現地確認を行ったところ、現況農地で適切に維持管理されているのを確認しており、相続税の納税猶予を受けるのに適当と思われま

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 3 件、耕作面積証明書を 2 件、発行したことを報告します。

報告第 2 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について

農事組合法人鍛冶屋営農組合から令和 3 年 5 月 18 日付けで、農事組合法人高橋営農組合から令和 3 年 6 月 25 日付けで、事業状況等の報告書が提出され、それにより、それぞれ農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第 23 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 (委員会証明) 4 件について、現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 9・10 番 : 願出地は観音寺の南西約 100m に位置しています。

現地では、手前の〇〇は造成されていましたが、今回の申請地は竹藪となっていることを確認しました。調査班では、少なくとも 20 年以上前から農地でないと判断しております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。

11番：願出地は金剛城寺の南東に位置しています。

現地は、舗装されており境内の一部として使用されていることを確認しました。

調査班では、少なくとも20年以上前から農地でないと判断しております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。

12番：願出地は田口集落センターの西に位置しています。

現地は、砂利舗装され駐車場として使用されていることを確認しました。

調査班では、少なくとも20年以上前から農地でないと判断しております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第23号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)4件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)2件について、現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 12番：申請地は中島公民館から南東へ約50mのところにあります。

現地では、管理できており長く耕作されていることを確認しました。

事務局説明の通り、〇〇さんが長年耕作されていた農地を取得するものです。今回の申請地は、自宅の目の前の農地であり、特に問題はないと調査班では判断しました。

13番：申請地は、井ノ口のセブンイレブンから北東へ約150mのところにあります。

現地では、畑として使用されており、自宅の目の前にあることを確認しました。

事務局説明の通り、先月の委員会で別段面積設定及び区域指定申請の承認をした農地です。今回の申請地は、自宅の目の前の農地であり、面積等も特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)2件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第25号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 4番: 申請地は姫路北病院の北に位置しています。

現地では、半分は野菜の作付けをされており、半分は草があったが管理がされていることを確認しました。

事務局説明の通り、〇〇が太陽光発電装置を設置するための農地転用です。周辺農地に及ぼす影響も少ないと考えられます。農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第25号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、質疑ありませんか。

(高橋推進委員) 22ページをみると里道に囲まれているが、里道は軟弱であり、設置の機械などが入っても路肩は問題ありませんか。

(三木委員) 開発要件でないため、町から指導はできない。現地で確認したときにパネルの計画から反射光なども考えられていると思います。

(議長) 次に、議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 3番: 申請地は西大貫公民館から西へ約50mのところのところに位置しています。

現地では、適切に管理がされていることを確認しました。

事務局説明の通り、〇〇さんが駐車場用地として転用するものです。面積・資金等も妥当で、周辺農地に及ぼす影響も少ないことから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可)1件について、質疑はありませんか。

(加瀬澤委員) 進入路が2mでとってあるんですが、フェンスを設置したりするんですか。機械のサイズによっては2mだと狭い。分筆はしないんですか。

(事務局) 全面的な敷砂利で、フェンスの予定はありません。分筆も計画されていません。

(議 長) 次に、議案第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、現地調査済ですので報告願います。

(三木委員) 9番:届出地は、兵庫県道路公社の事務所より北130mのところにあります。現地では、草刈りがされており、周辺に影響がないことを確認しました。事務局説明の通り、〇〇が従業員の駐車場として転用するものです。市街化区域であり、調査調査班では特に問題ないと判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認(委員会証明)1件について、現地調査済みですので報告願います。

(三木委員) 1番:申請地はもちむぎのやかたより東に約200mに位置しています。現地では、適切に管理され、稲作されていることを確認しました。市街化田であり、猶予の確定は20年間耕作することという条件がありますが、適切に維持管理されているのを確認しており、相続税の納税猶予を受けるのに適当と思われます。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認(委員会証明)1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。議案第23号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)4件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第23号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)4件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8:反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第23号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)4件について、証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8:反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第24号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)2件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第25号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第25号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8:反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第25号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第26号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第27号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議 長) 次に、議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認(委員会証明) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認(委員会証明) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成8：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認(委員会証明) 1件について、証明することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

(議 長) ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

<15：35終了>

○次回農業委員会開催日・・・9月21日(火曜日) 15時00分から

署名 人	三木 勝博
署名 人	牛尾 敏博